

丸の内
地球環境倶楽部

2010.01.13

No.04

環境サロン 日本文化から学ぶ環境力

高度に発達した科学技術・巨大化した経済・複雑化した社会の課題解決の考え方を
日本文化から獲得し「環境力」を高める試み

Report

江戸幕府・諸藩における 森林経営と「御救」理念

～ 村人の生活維持と森林伐採への歯止めを両立

太田 尚宏 氏

徳川林政史林政史研究所



今も実用性を保つ江戸時代の森林経営資料

徳川林政史研究所は、尾張徳川家の一九代当主である徳川義親氏が昭和六年に設立した財団法人徳川黎明会の所屬機関である。ここには、江戸幕府や尾張藩など資料や、山林関係の資料があり、それに関わる研究をしている。

二〇〇一年度から取り組んでいるのは、全国森林管理局（旧・営林局）の所蔵資料調査だ。江戸時代からの貴重な資料が多数ありながら今まで一度も公開されることがなく、しかも林野庁の組織統廃合によって散逸する危機にあった。それを筑波大学と共同で整理して目録化している。

明治以降の複雑怪奇な組織改編を経ながら、よくこれだけの資料が残ってきたと思うが、逆にいえば、森林を経営する上で、江戸時代以来の資料は価値あるものと認識されてきたのだ。

東北森林管理局の秋田本局では、筑波大学のメンバーが秋田藩の資料を整理していると、造林計画を立てる計画課の職員から、「並べてある順番をくずさないでくれ」と言われたという。理由を尋ねると「今も読んでいるから」とのこと。江戸時代の古文書も、現代の造林計画に必要なのである。森林経営には長いスパンがかかるので、江戸

時代の資料もないがしろにできない。

こうした調査をして何がわかってきたかという
と、まず感じるのは江戸時代から明治期への連続
性である。明治以降、西洋の林学を輸入すること
で日本の林野行政が近代化されたという議論があ
るが、私にはそうは思えない。旧藩時代の経営様
式が断絶することなく続いていたのである。

そして、地域の個性や地元へのかかわりを重要
視していた点も見逃せない。各地の営林局は、旧
幕府や諸藩のやり方を受け継いで、個性豊かな林
野行政を展開してきたことがわかった。

乱伐を経て森林保護の考え方が芽生えた

江戸時代の森林経営を見ていくと、一七世紀に
二度の乱伐期があったことがわかる。一回目は、
江戸初期の大開発だ。港湾や街道などの大規模な
インフラ整備が行われるとともに、新田開発に
よって山の木が次々に伐採されていった。

それに対する反省で、一七世紀後半には林政改
革が行われる。乱伐の影響で洪水が増えたために、
山を守らなければならないという意識が高まった
からだ。一六六五年には、尾張藩で一定範囲の伐
採を禁止する留山（とめやま）制度がはじまった。

翌年には、秋田藩も「留山」制度を導入。同年に
は、幕府が山川掟を出して、重要な河川流域にお
ける伐採を禁じている。

知識人も山について考えはじめた。儒学者の熊
沢蕃山は「山林保護論」を書き、秋田藩家老の渋
江政光は、「国の宝は山なり、然れども伐り尽く
す時は用に立たず、尽くさざる以前に備えを立つ
べし、山の衰えは即ち国の衰えなり」という遺訓
を残している。

ところが、一七世紀後半から一八世紀にかけて
の元禄時代になると、再び乱伐が起きる。経済活
動が活発になり、寺院の建立や修復などの公共事
業がすすめられたからだ。紀伊国屋文左衛門に代



図1 18世紀から高度成長期までは森林の蓄積期だった

表される御用材木請負商人は、幕府の寺院建立用
の材木を大量に伐り出し、江戸に運んで財を成し
た。だが、そうした請負商人の行状に対して、「他
国の袖夥しく引きつれ入り込み、小木までもこと
ごとく切捨て申し候」と批判した資料がある。

元禄の乱伐を受けて一八世紀のはじめに、尾張
藩で「木曾五木」禁伐制度が導入され、飛騨の幕
領では「植林令」が発せられた。前者は、木曾に
おいて檜、サワラ、ネズコ、高野槇、アスナロの
五種類について、領主が使う目的以外には伐採を
禁止するというものだ。この一八世紀前半から
二〇世紀の前半までは、森林資源の蓄積期だった
と私は考えている。

尾張藩のデータによれば、元禄の乱伐があった
一六六五〜一七三八年の伐採用材数は、年平均で
約二二六万。それが、一七四五〜一七五一年の年
平均では、二〇分の一の四万六〇〇〇に激減した。

領主と民衆との契約関係に基づく「御救」

こうした抑制政策のなかで、あえて森林を利用
するのはどういう場合であるか。その答えは、地
元の山方に対する「御救（おすくい）」である。
「御救」は救済活動という意味もあるが、相互の

契約関係という意味合いも含んでいる。

領主（幕府や藩）と村（百姓）の関係を考えたとき、領主は村に対して知行権を持ち、年貢を取り立てるが、その一方で、治安維持や生産基盤の整備など、村の平穏を守り産業が成立する状況にするのが領主の義務であるという考え方があった。そうした、いわば村に対する保障として「御救」という言葉が登場するわけだ。

もし、領主が一方的な年貢を引き上げるといふように、取立てと「御救」が著しくバランスが崩れた場合には、一揆や打ちこわしを起すための正当性が民衆には生まれるというわけだ。

江戸時代の古文書によれば、「御救」という言葉は領主と村の関係にとどまらず、広く登場する。飢饉や火災、水害、疫病などが発生した場合、権力や財力を持つものが、持たないものに対して「御救」（あるいは「施行」「合力」）をすることは当然のことと考えられていた。

一七四二年、江戸で隅田川が氾濫し、本所深川が大洪水に見舞われたことがあった。その際には、幕府はもちろん、三越の前身である駿河町越後屋をはじめ、商人、医者から、召使に至るまで、さまざまな施行をしたことが記録に残っている。

逆に、社会不安に陥っているときに、裕福な者

が施行をしないで私服を肥やしているとどうなるか。その典型例が天明の江戸打ちこわしである。浅間山の大噴火を原因とする冷害によって、一七八五年に天明の大飢饉が発生し、翌年には江戸で大洪水が起こると、米の値段が高騰して江戸の米商人が買占めや囲いこみをした。

すると、これに怒った江戸の庶民が一七八七年五月二〇日から四日間、自然発生的に江戸市中の米商人の店や家を打ちこわすという事件が起こる。この打ちこわしには興味深い特徴があった。「酒屋などには弧もかぶりを三樽も三樽も抜き、店へ並べ置き、これにて詫び候えば聞き届け、右の酒を打ち喰らい、堪忍いたし」とあるように、

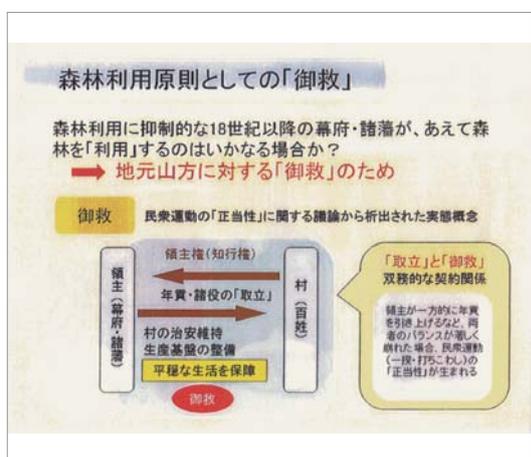


図2 「取立」と「御救」は双務的な契約関係

町人が押しかけても、店の品物を出して「勘弁してください」と言えば、そこは襲撃しないで次のところにいくというルールがあった。また、盗みを働いた者はいなかった。記録の最後は、「誠に丁寧、礼儀正しく狼藉」という言葉でしめくくられていた。

「御救」のみを目的とした森林伐採が存在した

山において「御救」はどのような形で現われたのか見ていこう。尾張藩の木曾山では、巢山・留山・鞘山という禁伐林があったが、その他に明山というのがあり、ここでは木曾五木を除く栗や松のような木は、生活維持のための伐り出しを認めていた。また、津軽藩の五戸山の場合は、留山なので通常は木を伐つてはならないが、飢饉の際には地元の山方による伐採を許すということが行われていた。これが「御救」の一例である。

典型的なのは、飛騨の幕領における幕府御用材の伐り出しを意味する元伐（もとぎり）だろう。江戸の商人による略奪的なまでの乱伐に業を煮やした飛騨の国の人たちは、老中へ訴願をすることによって、一七二七年に定式元伐が成立した。これは、地元の山方が幕府の御用材を伐って運び出し、

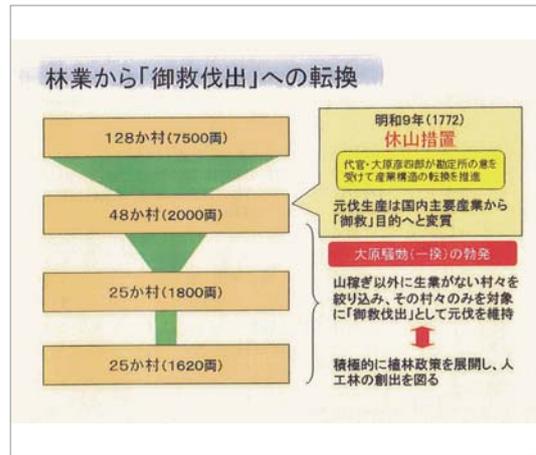


図3 「元伐」が林産業から「御救」へと変質する

それを幕府が買い取るわけである。

当初は、一二八カ村を対象として七五〇〇両の規模ではじまった元伐生産だが、一七七二年には休山措置がとられる。同時に、代官の大原彦四郎が勘定所の意を受けて、飛驒の国では山稼ぎに頼っているはダメだということで産業構造を変えようと動き出した。

だが、山稼ぎ以外に生業がない四八カ村のみは、従来通り元伐を認めた。つまり、ここにおいて、元伐の主要目的は産業としての林業ではなくて、「御救」へと変化していったわけである。

最終的に元伐は、どうしても山稼ぎ以外できない二五カ村、一六二〇両に絞り込まれていくこと

になる。書類上でも、明確に「御救伐出」という言葉が出てきており、村人の生活を維持する「御救」のためだけに御用材を伐り出したことがわかる。その一方で、飛驒の国では植林政策を積極的に進めていった。天然林は御救以外では伐らず、人工林の創出を図ったのだ。

結局、この二五カ村では、幕府御用としては不適切な細木ばかりを伐ってきて、不良在庫を増加させるといふことで、とうとう勘定所の堪忍袋の尾が切れた。飛驒の代官に対して、山稼ぎに頼らない生業を考えるように指示を出すのだが、焼畑をするにも岩山ばかり、養蚕も桑が育たず、焼物にも良い土がないので無理といふことで、結局は解決策がなく幕末まで続いたのである。

今後の林政に参考にしたい江戸時代の考え方

最後に、これまでの調査をもとに私の考えをまとめたい。一つは、江戸時代は思ったほど木を伐つてないという事実である。約二六〇年のうち、森林伐採が積極的に行われたのは、最初の一〇〇年だけといつてよい。一八世紀以降の領主は、森林資源の利用については抑制的に働いていた。やむを得ず森林の伐採を認める場合は、それが地元住

民の「御救」になるかどうかで判断された。

江戸時代は、「持たざる者」が生活不安に直面した際に、権力や財力を「持つもの」が「御救」をするのは当然であり、それをしない場合は社会的制裁の対象となりうるという通念があった。

山においてもそれは同様で、山を支配する領主は、山稼ぎ以外に生業を持たないものに対して「御救」としての山稼ぎを認め続けざるを得なかったこともわかった。

裏を返せば、江戸時代は伐採という行為に対して、「御救」かどうかという歯止めがかかっていたわけだ。そうした考え方は明治維新以後も続く。明治維新は政治的には大きな意味を持っているが、山林経営上ではそれほど大きな変化をもたらしていないという印象だ。

ところが、戦後の高度成長期に入ると、経済至上主義、効率主義のもとで拡大造林計画が導入され、天然林を伐採して人工林を増やすという政策がとられた。その結果、外国産材に押されて木材価格が低迷し、従事者が減少している。そして、現在の森林荒廃という状況に陥つたのだ。

現在、我々は山林を今後どうするかを考えていかなければならないが、そのときには一八世紀以降の領主の考え方や動きは参考となるに違いない。